

## 生駒市下水道条例の一部を改正する条例

生駒市下水道条例（昭和59年4月生駒市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○お問い合わせ先 下水道課（内線522）

文書課法制係（内線269）